

第七十三回 帝國議會  
衆議院

商法中改正法律案外二件委員會議錄(速記)第八回

十四分開議 昭和十三年三月十二日(土曜日)午前十時三

出席委員左ノ如シ

委員長 野村 嘉六君

理事仲井間宗一君 理事宮崎  
一君

理事紅露 昭君 マスカ

○佐竹委員 二百六條ノ關係ヲ御尋致シマス、實際アリマス問題ハ、名義書換ノ請求ヲ致シマシタ時ニ會社ガ正當ノ事由ナクシテ之ニ應ジナイ場合ガアリマス、隨分困リマシテ紛糾ヲ起シテ居リマスガ、此場合ニ對抗スル適當ナ規定ノ必要ハナイノデアリマスカ

通り名義書換ノ請求ハ民事訴訟ノ手續トシ  
テモ固ヨリ出來マスガ、左様ナ手續ニ依ル  
ト云フコトハ煩瑣デモアリマスカラ、正當  
ノ事由ナクシテ之ヲ拒絕スルコトノナイヤ  
ウニ、只今申上ダシタ罰則ヲ設ケタ次第  
デアリマス

マシテ、而モ現在ノ解釋ニ於テハ正當ノ事由ナクシテ名義書換ノ請求ヲ拒否シテモ其拒否ハ認メラレナイ、詰リ對抗スルコトガ出來ルト云フコトガ現在判例ノ一般的解釋ノヤウデアリマス、所ガ今ノ御説ニ依リマスルト、單ナル罰則ヲ設ケタダケデ、之ヲ履行シナクテモ之ニ對抗スル途ガナイ、斯

一松 定吉君  
内藤 正剛君

山本 條吉君 川副 隆君

江原 三郎君 金澤 正雄君

森 源一  
榮藏君  
中野 治介君

壽山  
嗣朝君  
曾木 重貴君

永山忠則君 佐竹晴記君

菊地養之輔君

東北學志

司法省民事局長 大庭 共太君

言治谷既畢周長  
ノ利 治元

本日八會議ニ上り外八議案方ノ如シ

付) 商法中改正法提案(政府提出貴族院送

○仲井間委員長代理  
是カラ會議ヲ開キマ

ス  
——佐竹君

第六類第十號 商法中改正法律案外二件委員會議錄 第八回 昭和十三年三月十二日

付託議案  
商法中改正法律案(政府提出、貴族院送付)  
商法中改正法律施行法案(政府提出、貴族院送付)  
有限會社法案(政府提出、貴族院送付)

イ、之ヲ救フ途ガナイヤウニナルノデアリマス、今一應此點ノ解釋ヲ承<sup>ツ</sup>テ置キタイト思ヒマス

○大森政府委員 會社ガ正當ノ事由ナクシテ名義書換ヲ拒ミマンタ場合ニ會社ト名義書換請求人ノ間ニ於テ對抗關係ガアルカナ

イカト云フコトハ解釋上ノ問題デアリマシテ、私ノ先程申シマシタノハ其點ニ對シテ此案デハ特殊ノ規定ヲ以テ臨ンデ居ナイト云フ趣旨デ申述ベタノデアリマス、デアリマスカラ、其點ノ解釋ハ現行法ノ下ニ於テモ、本案ノ下ニ於テモ當然起ル譯デアリマス、只今御示シニナリマシタヤウナ裁判例モアリマス、尙ホ私ノ記憶シテ居ル範圍内ニ於キマシテハ、只今舉ゲラレタヤウナ同趣旨ノ裁判例ガ大審院ニモアッタヤウニ存ジテ居リマス、デアリマスルカラ今日判例カラ申シマスト、只今御述ベニナック通リニナルト存ジマスルガ、此判例ニ對シテハ學說トシテ非難モ相當アルヤウニモ承<sup>ツ</sup>テ居リマス、デアリマスルカラ是等ハ裁判例ノ解釋ニ任スベキモノデアッテ、法律ノ規定ヲ以テ茲ニ臨ムコトヲ避ケタ方ガ宜イト云フ考ヲ持<sup>ツ</sup>タノデアリマス、今日ノ裁判例ノ大體ノ趨向トシテハ、御説ノ通リデアルト云フコトハ、事實上申述ベラレルノデアリマス

○佐竹委員 ソレデハ其點ニ満足致シマス、唯斯ウ云フ場合ガアリマス、會社ガ其株式名義ノ書換請求ヲ一應受理致シマス、受理致シマスガ、事務員ガ粗漏ノ爲ニ一向名義ノ變更ヲ致シマセヌ、或ハ會社ノ内部ニ於ケル紛擾ノ爲ニ故意ニ事務員ガ名義書換ヲ致シマセヌ、受理致シテ置キナガラ書換ヲ致シマセヌ、此爲ニ株主總會ニ出席致シテ見マスト、マダ名簿ニ登錄サレテ居ラナイト云ツタヤウナコトデ、入場ヲ拒絕サレルトザイマスガ、斯ウ云フ場合ハ、ヨクアッテ困ルノデゴ

○佐竹委員 二百十四條三項ノ關係ヲ承リタイ、此規定ニゴザイマス「株主ニ對シ不足額ノ辨濟ヲ請求シ若シ從前ノ株主ガ二週間内ニ之ヲ辨濟セザルトキハ讓渡人ニ對シテ其ノ辨濟ヲ請求スルコトヲ得」トアリマス、此從前ノ株主ト云フ中ニハ、白紙委任スルデゴザイマセウカ、此疑問ガ二百六條

○大森政府委員 具體的ノ事實ニ對シマシテコトヲ申述べルコトハ、成ルベクハ御遠慮申上げタノデアリマス、併シ只今ノヤウナ御設例デハ、ヤハリ正當ノ事由ナクシテ名義書換ヲ拒シダト云フコトニ該當スルノデハナイカト私ハ感じニ於テハ存ジテ居リマス

請求、是ト二百十七條ノ關係ヲ承リタイト

思ヒマス「前三條ノ規定ハ會社ガ損害賠償

及定款ヲ以テ定メタル違約金ノ請求ヲ爲ス

コトヲ妨ゲズ」此規定トノ關係ニ於テ、違

約金ヲ支拂ヒマシタ時ニ其違約金ノ償還請

求ガ出來ルデゴザイマセウカ、過日ノ御尋

ノ際ニ於キマシテハ、單ニ不足額ト之ニ對

スル遲延利息ノ請求ガ出來ルト云フコトヲ

承リマシタ譯ニアリマス、所ガ二百十七條

ノ場合ニ於テハ定款ヲ以テ定メタル違約金

ノ請求ヲセラレタ時ニ、之ヲ拂ハナクテハ

ナリマセヌ、拂ツタガ其償還請求ガ出來ナイ

ト云フコトニナリマスト、一番最初ニ請求

セラレタ一部ノ株主ハ、大變損害ヲ被ルト

云フコトニ相成ルデハナイカ、斯ウ存ジマ

スガ如何デアリマス

○大森政府委員 結果ハ御説ノ通りニナリ  
マスケレドモ、此償還ノ場合ニ最初ニ支拂  
ヒマシタモノヲ、完全ニ其損失ヲ填補スル  
ト云フコトモ如何デアラウカト存ジタノデ  
アリマシテ、償還ヲ故ラニ不足額ノ限度ニ  
止メタ次第アリマス

○佐竹委員 私ハ宜シウゴザイマス  
○仲井間委員長代理 ソレデハ株式ノ方ハ  
是デ濟マシマシテ、第三節會社ノ機關、其  
中ノ第一款ノ株主總會ニ付テ政府委員ノ御  
モ行ハレマシテ、ソレガ爲ニ故意ニ株主ノ

説明ヲ願ヒタイト思ヒマス

○大森政府委員 第三節會社ノ機關ノ中デ  
御指定ニ依リマシテ第一款株主總會ニ付テ

順次改正ノ點ヲ申述べテ參リタイト存ズル

デアリマス、先づ第二百三十二條ノ末項

條ハ招集手續ノ規定デアリマス、此招集手

續ハ議決權ナキ株主ニ付テハ之ヲ適用シナ

イト云フコトヲ明ニシタノデアリマス、此

案ニ於キマシテハ第二百四十二條ニ於キマ

シテ、株式ノ種類ノ一つノ中デ議決權ナキ

株式ヲ認ヌルコトニ致シタノデアリマス、

其點ハ後ニ第二百四十二條ニ於テ申述べマ

スルガ、兎ニ角斯様ニ議決權ナキ株主ヲ認

メマシタ以上ハ、其株主ニ對シテハ總會招

集ノ必要ガナイノデアリマスカラ、此第二

百三十二條末項ノ規定ヲ設ケタノデアリマ

ス、次ニ第二百三十三條デアリマス、是ハ

御承知ノ通リニ招集ノ場所ニ關スル規定デ

アリマス、在來現行法ノ下ニ於キマシテハ、

ノデアリマスカラ、往々ニシテ變ナ事例ヲ

生ジタノデアリマス、隨テ此案ニ於キマシ

テハ、總會自身デ以テ招集ノ費用ヲ招集シ

タル株主ノ負擔トスルコトヲ定メテ宜シイ

ト云フ途ヲ拓イタノデアリマス、次ニ第二

集レナイヤウナ處ヲ指定スルヤウナ例モ、

アッタヤウニ存ズルノデアリマス、左様

ナ時弊ニ鑑ミマシテ、本案デハ定款ニ別段

ノ定メガアレバソレニ從フコトハ勿論デア

リマスルケレドモ、サモナケレバ本店ノ所

在地カ、然ラズンバ之ニ隣接スル地ノ中デ

開カナケレバナラスト云フコトニ致シマシ

タ、即チ本店ノ所在地ト云フダケデハ狹キニ

擴張シタラ宜イカ、此點ニ相當考慮ヲ拂ヒ

失シマスルガ、然ラバ之ヲドウ云フ程度ニ

致シタノデアリマス、次ニ第二百三十七條

ノ末項デアリマス、第二百三十七條ハ御承

知ノ少數株主權ノ行使トシテノ總會招集ニ

關スル規定デアリマス、此招集ノ費用ノ負

擔者ニ付テ、從來何等規定ガナカッタノデア

リマス、是モ實際ノ運用上、兎角ノ紛爭ヲ

生ジタノデアリマス、隨テ此案ニ於キマシ

テハ、總會自身デ以テ招集ノ費用ヲ招集シ

タル株主ノ負擔トスルコトヲ定メテ宜シイ

ト云フ途ヲ拓イタノデアリマス、次ニ第二

百四十條デアリマス、是亦現行規定ニ缺ケテ

居ツタモノノデアリマス、實際ニ不都合

ヲ生ジタノデアリマス、其缺陷ヲ補充シタ

ナイト云フ規定デアリマス、是ハ現行法ト

同様デアリマス、然ルニ若シ斯様ナ特別ノ

利害關係ヲ持ツ株主ノ數ガ澤山アルト云フ

コトニナリマスト、其儘ニシテ置キマスル

ト、遂ニ決議ヲ爲ス能ハザル結果ヲ招來ス

ルノデアリマス、デアリマスルカラ第二百

四十條ニ其點ノ豫防策ト致シマシテ、特別

ノ利害關係アルガ爲ニ議決權ヲ行使スルコ

トヲ得ナイ其議決權ノ數ハ、第二百三十九

條第一項ノ議決權、即チ基本計算ノ標準タ

ル議決權ノ數ニ算入シナイト云フコトヲ明

ニシタノデアリマス、ソレカラ第二百四十

一條デアリマスルガ、其第一項ノ後段ハ新

設ノ規定デアリマス、御承知ノ通リニ現行

法ハ一株一箇ノ議決權ト云フコトヲ原則ト

致シマシテ、定款デ十一株以上ヲ有スル株

主ノ議決權ヲ制限スルコトガ出來ルヤウニ

ナシテ居リマス、是ハ其儘踏襲ヲ致シマシタ、

其外ニ定款デ以テ株式ノ讓受ヲ株主名簿ニ

記載シタル後六箇月ヲ超エナイ株主ニハ議

決權ガナイモノト云フ定メヲ爲シ得ル途ヲ

開イタノデアリマス、即チ總會間近ニ俄ニ

株主ニナッテ、ソレガ會社ヲ攬亂スルト云

バ、議決權ガナイト云フ定メヲ爲スノ餘地  
ヲ茲デ是認シタノデアリマス、第二項モ新  
設デアリマシテ、是亦當然ノコトデアリマ  
スルケレドモ、先程モ御指摘ニナリマシタ  
ヤウニ、本案デハ會社ガ自己ノ株式ヲ持チ  
得ル場合ヲ明確ニ致シマシタカラ、ソレニ  
對應シテ斯様ナ規定ヲ設ケタ次第デアリマ  
ス、第二百四十二條デアリマスルガ、是ハ  
ヤハリ新設ノ規定デアリマス、先程モ申述  
ベマシタ通リニ、此案デハ異種類ノ株式ヲ  
廣ク設ケルト云フコトヲ是認シタノデアリ  
マス、ソレハ御承知ノ第二百二十二條デア  
ナキ株式ト云フモノヲ認メテ宜イト云フコ  
トニ致シタノデアリマス、御承知ノ「ノン・  
ヴォーチング」ノ株式デアリマス、是ハ實際  
ニ於テ非常ニ歡迎セラレテ居ルノデアリマ  
ス、即チ或ル會社ガ他ノ會社ニ投資シヨウ、  
即チ株主ニナラウト云フ場合ニ、單ニ投資  
ヲシテ財産上其事業ヲ助ケルコトハスルケ  
レドモ、決シテ其事業ノ管理ニ口ヲ入レタ  
クハナイノデアリマス、左様ナコトヲスレ  
バ痛クナイ腹ヲ探グラレル虞ガアル、自分  
ノ方デハ決シテ事業ノ管理ニ口ヲ出サナイ、  
唯投資ヲスル、ソレニ依ツテ利益ノ配當ヲ受

ニ承知ヲスルノデアリマス、此點ハ相當以  
前カラ當業者カラ強キ要求ガアリマシタ、  
又御承知ノ通リニ外國ノ實例ニ於キマシテ、  
是等ガ相當ノ效果ヲ擧ゲテ居ルノデアリマ  
スカラ、我ガ日本ノ商法ニ於テ之ヲ排斥ス  
ル理由ガナイト考ヘタノデアリマス、儲テ  
左様ナ議決權ノナイ株式ヲ認メマシタ以上  
ハ定款デ以テ是等ノ株主ニ付テ、所謂少數  
株主權ノ或ルモノガナイト定メテモ妨ガナ  
イト云フコトヲ第一項ノ後段ニ置キマシ  
テ、茲ニ準用ニナツテ居リマス條文ハ少數株  
主權ノ行使ニ關スル規定デアリマス、尙  
申上ゲル迄モナク、議決權ナキ株式ヲ認  
メマシテモ、全部ノ株式ガ其議決權ガナイ  
ト云フコトハ、是ハ固ヨリ想像ガ出來ナイ  
ノデアリマス、會社ノ總テノ株式ノ中ノ或  
ル部分ダケニ、ソレヲ止メテ置カナケレバ  
ナラナイコトハ言フ迄モナイコトデアリマ  
ス、其關係ヲ第二項デ明ニシマシテ、資本  
ノ四分ノ一ノ限度内ニ於テハ議決權ナキ株  
式ヲ設ケテモ宜シイト云フコトニ致シマシ  
タ、次ハ第二百四十三條デアリマス、現行  
規定ニ於キマシテハ總會ノ續行ナリ、延期  
ニ付テ全ク規定ガナカッタノデアリマス、ソ  
レガ爲ニ實際ニ於テ屢々紛議ヲ生ジマシタ  
ルコトハ御承知ノ通リデアリマス、詰リ延

期又ハ續行ラシマスル場合ニ何等規定ガナ  
イモノデアリマスカラ、此第二回ノ期日ガ  
ヤハリ獨立シタル一個ノ株主總會デアツテ、  
從テ二週間以上ノ例ノ期間ヲ定メテ通知  
ヲヤリ直サナケレバナラヌノデアアルト云フ  
意見ガ、事實ニ於テ行ハレテ居リマシタ、  
左様ナ必要ハ毛頭ナイノデアリマシテ、此  
場合ニ於テハ第二百三十二條ノ招集手續ハ  
必要ガナイト云フコトヲ、茲ニ明ニシタノ  
デアリマス、次ニ第二百四十五條デアリマ  
ス、是モ新設ノ規定デアリマス、包括的說  
明ノ際ニ申述ベマシタ通り現行規定、特別  
決議ヲ要スルコトヲ明ニシタ場合ハ二三ア  
リマスルケレドモ、マダソレガ漏レテ居ルノ  
デアリマス、即チ當然實質カラ申シマスレ  
バ、特別決議ヲ要スペキ重大ナル事項デア  
リナガラ、何等規定ガナイモノデアリマス  
カラ、普通決議デモ宜シイ、甚シキニ至リ  
マシテハ取締役ノ一存デモ出來ルノデアル  
ト云フヤウナ解釋ガ行ハレテ居リマシテ、  
左様ナコトハ實際ニ於テ極メテ紛議ヲ生ズ  
ル所以デアリマスルカラ、特別決議ヲ必要ト  
スル事由ヲ更ニ現行法以外ニ茲ニ掲ゲタ次  
第デアリマス、即チ其第一號ハ「營業ノ全部  
又ハ一部ノ讓渡」二ガ「營業全部ノ賃貸、其ノ  
經營ノ委任、他人ト營業上ノ損益全部ヲ共

通ニスル契約其ノ他之ニ準ズル契約ノ締結、  
全部ノ譲受「營業」ノ譲渡ナラバ是ハナクスル  
方デアリマスルカラ、一部ノ譲渡ニ付テモ  
特別決議ヲ必要ト致シマスルガ、譲受ケル  
方ハ他ノ會社ノ營業全部ヲ譲受ケル場合ダ  
ケデ宜カラウト存ジタノデアリマス、ソレ  
カラ四ニ條文ヲ引イテ居リマスルガ、是ハ  
任務懈怠ノ損害賠償責任デアリマス、即チ任  
務懈怠ニ因ル取締役又ハ監査役ノ責任ヲ免  
除スル、是亦特別決議ニ依ラナケレバ免除  
ガ出來ナイト云フコトヲ明ニ致シマシタ、第  
二項デアリマスルガ、第二百六十八條ト第  
二百七十九條ヲ援用シテ居リマス、是ハ少  
數株主權ノ行使トシテ、少數株主カラ訴ヲ  
提起スル場合デアリマス、即チ取締役監査  
役ノ責任ヲ免除致シマシタ場合ニ、少數株  
主ガ之ヲ不當トシテ訴ノ提起ガ出來ルト云  
フコトヲ明ニ致シタ次第デアリマス、次ニ  
第二百四十六條ハ、ヤハリ新設ノ規定デア  
リマスルガ、是ハ前回佐竹委員カラモ御質  
問ニ相成リマシタ事後設立ニ關スル規定  
デアリマス、事後設立ニ關スル規定ガ今日  
現在ノ法律ニ抜ケテ居ルコトハ、會社ガ現  
物出資ヲ潜ルト云フヤウナ脱法的手段ニ乘  
ゼラレルコトニナルノデアリマシテ、決シ

テ會社ノ基礎ノ確實ヲ期スル所以デハナイ  
ノデアリマス、隨テ茲ニソレヲ新タニ設ケ  
タ次第デアリマス、次ハ第二百四十七條以  
下、是ハ總會ノ決議ノ所謂無効ノ訴ニ付テノ  
現行法ノ規定ヲ補完シタモノデアリマス、  
先づ其名前デアリマスルガ、名前ノ如キハド  
ウデモ宜イコトデハアルカモ知レマセヌケ  
レドモ、現行法デハ決議無効ノ訴トナッテ  
居リマス、併シ御承知ノ通りニ是ハ當然無  
效ト云フノデハナイノデ、判決ニ依ツテ無效  
トナルノデアリマス、デアリマスカラ取消  
ト言ツク方ガ正確デアリマスルカラ、此案デ  
ハ取消ト云フ名前ヲ用ヒマシタ、ソレカラ  
尙ホ能ク問題ニナックトデアリマスルガ、  
特別決議デ定足數ヲ缺キマシタ場合ニ、ソ  
レガ當然ノ無効デアルカ、或ハ決議取消ノ  
訴ヲ起シ得ルモノデアルカ、決議取消ノ判  
決ガナケレバ有效ニ續クモノデアルカト云  
十七條ノ第一項ニ於キマシテ「總會招集ノ手  
續又ハ決議ノ方法ガ法令若ハ定款ニ違反シ  
又ハ著シク不公正ナルトキハ」ト云フコトニ  
致シマシタ、隨テ只今申上ゲマシタヤウナ  
特別決議デ定足數ガ缺ケテ居ツタト云フヤ  
ウナ場合ハ、當然ノ無効デハナイノデアッ

テ、此決議取消ノ事由ニナルダケデアリマ  
ス、又著シク不公正ト申シマスルノハ、是  
亦往々ニシテ生ズル事例デアリマスルガ、招  
集ハシテ置イタケレドモ株主ガ到底集レナ  
イヤウナ場所、例ヘバソレハ必シモ遠隔ノ  
所ト云フ意味デハアリマセヌ、場所ハ近イ  
所デアリマシテモ、到底株主ガ集マルニ適  
シナイヤウナ所ニソレヲ開キ、或ハ又株主  
ヲ迎ヘルニ付テ甚シク不公正ナ設備ヲ致シ  
マシテ、要スルニ形式上開イタケレドモ、  
實質上到底開ケナイヤウナヤリロヲスルト  
云フ例ガナクハナイノデアリマス、ソレ等  
ノ場合ヲ指シマシテ著シク不公正ト云フコ  
トニシテ、之ヲ取消ノ事由ニシタノデアリ  
マス、第二項ニ準用シテ居リマスル條文ハ、  
第八十八條ハ裁判所ノ專屬管轄ヲ決メタ規  
定デアリマス、ソレカラ第百五條第三項、  
第四項、第百九條、是ハ前申上ゲマシタ合  
併無効ニ付テノ手續ニ關スル規定デアリマ  
ス、之ヲ準用シタ次第デアリマス、次ニ第  
二百五十一條デアリマスルガ、是ハ合併無  
效ノ訴ニ付テ此案ノ第百七條ノ際御説明申  
シテ、ヤハリ其際ニ申上ゲマシタヤウニ、  
運用上必要ナル注意ハ要リマスルケレドモ、  
此運用ニシテ的確ナラバ、餘程效果ヲ擧ゲ

ル良イ規定デハナイカト存ジテ居ル次第デ  
アリマス、即チ此案ノ第二百五十一條ニ依  
リマスルト、決議取消ノ訴ノ提起ガアリマ  
シタ場合ニ、其決議ガ慥ニ取消ノ事由ニハ  
該當シテ居リマスルケレドモ、併シ決議ノ  
所ト云フ意味デハアリマセヌ、場所ハ近イ  
所デアリマシテモ、到底株主ガ集マルニ適  
シナイヤウナ所ニソレヲ開キ、或ハ又株主  
ヲ迎ヘルニ付テ甚シク不公正ナ設備ヲ致シ  
マシテ、要スルニ形式上開イタケレドモ、  
雲フ例ガナクハナイノデアリマス、ソレ等  
ノ請求ヲ棄却シテ宜シイ、斯様ナ途ヲ新ニ  
開イタノデアリマス、ソレカラ第二百五十  
二條モ新設ノ規定デアリマス、是ハ所謂決  
議取消ノ場合デハナイノデアリマシテ、決  
議ガ當然無効ナ場合デアリマス、ソレデア  
リマスカラ所謂民事訴訟法上ノ確認ノ訴ニ  
該當スルモノデアリマス、之ニ付キマシテ  
ハ現行法ニ何等規定ガナカツタノデアリマ  
スカラ、普通ノ民事訴訟法上ノ確認ノ訴ニ  
ニ最モ弊害ノ生ジマスルノハ、御承知ノ通り  
ガナイモノデアリマスカラ、其株主ハ固ヨ  
リ議決權ヲ行使致シマセヌデシタ、併シ  
其結果出來マシタ所ノ決議ガ甚シク不  
當デアリマシテ、若シ特別ノ利害關係  
アルガ爲ニ議決權ノ行使ヲシナカツタ所ノ  
株主ガ、議決權ノ行使ヲ爲シ得テ、之ヲ爲シ  
タナラバ是ハ當然止メ得ベカリシモノデ  
マシテ勝訴ノ判決ヲ得マシテモ、會社ノ共

決議ハ甲トノ關係ニ於テノミ無効ト云フコ  
トガ確認サレタダケデアッテ、其訴ノ當事者  
デナイ乙丙丁其他ノ第三者ニ對スル關係ニ  
於テハ無効ニナシテ居ナイ、斯様ナコトニ  
相成ルノデアリマス、併シ一本ノ決議ガ甲  
ニ向ツテハ無効ニナリ、乙丙丁ニ向ツテハ有  
效ニ續イテ居ルト云フコトハ、少クトモ會  
社ノ決議ノ如キモノニ付テハ不都合デアリ  
マスルカラ、左様ナコトノナイヤウニ、即  
チ其判決ノ效果ヲ一樣ニスルガ爲ニ、合併  
無効ノ訴ニ付テ申述ベマシタ所ノ規定ヲ之  
ニ準用シタノデアリマス、尙ホ第八十八條  
ト云フノハ申上グルマデモナク裁判管轄ニ  
付テノ規定デアリマス、次ニ第二百五十  
三條モ新設ノ規定デアリマス、是ハ株  
主ガ特別ノ利害關係アルノ故ヲ以テ、議  
決權ヲ行使スルコトヲ得ナカツタ場合ニ  
付テノ規定デアリマス、特別ノ利害關係  
ガナイモノデアリマスカラ、其株主ハ固ヨ  
リ議決權ヲ行使致シマセヌデシタ、併シ  
其結果出來マシタ所ノ決議ガ甚シク不  
當デアリマシテ、若シ特別ノ利害關係  
アルガ爲ニ議決權ノ行使ヲシナカツタ所ノ  
株主ガ、議決權ノ行使ヲ爲シ得テ、之ヲ爲シ  
タナラバ是ハ當然止メ得ベカリシモノデ  
マシテ勝訴ノ判決ヲ得マシテモ、會社ノ共

カラ、アトノ者デ勝手ナ決議ヲシタ、其決議ガ甚シク不當デアツタ、斯ウ云フ場合ニ右議決權ノ行使ガ出來ナカツタ所ノ株主ヘ、訴ヲ以テ其決議ヲ取消シテ貰フ、又變更シテ貰フ、即チ其決議ノ是正ヲ請求スルノ途ヲ茲ニ開イタノデアリマス、第二項ニ準用ニナツテ居リマスル條文ハ、屢々申上ゲマシタ所ノ條文デアリマス

デナイト云フ趣旨ノヤウニモ聞エマスガ、併シ二百三十二條ヲ適用セズトゴザイマヌノデ、モウ何ニモ通知ヲ要シナイト解釋スルノガ、文字解釋ヨリ致シマスナラバ穩當デハナイカト思ヒマス、所ガ二百四十三條ノ場合ニ延期又ハ續行ガ圓滿裡ニ行ハレマヌの場合ニハ宜イノデスガ、此延期又ハ續行ヲ必要トスルトカ云フ場合ニハ、多ク紛議ヲ釀シマシテ、到底當日其審議ヲ續行スルコトガ出來ナイト云フノデ、延期シ或ハ更ニ續行スル場合ガ多イデハナイカト思ヘレマス、此場合ニ於キマシテ、出席ヲ致シテ居リマセヌ株主ガ、之ヲ知リマシタナラバ、サウ云フ紛議ガ起ルトスルナラバ、自分達モ出席ヲシテ意見モ述べタイ、斯ウモシタク、ア、モシタイト云フコトヲ考ヘルノハ豫定通り進行スルナラバ、イヤモウ今日ハ當然デアリマス、唯最初豫定致シマシタ如ク、圓滿ニ總會ガ開カレテ、圓滿ニ議事ガ起シ、然デモ、サウ云フ事態ヲ惹起致シマシタ際デモ、サウ云フ事態ヲ惹起致シマシタ際デモ、サウシタ株主ヲ全然保護致シマセズニ、全然之ニ通知シナイデ、延期又ハ續行ノ場合ニハ、ドン／＼前ニ出席致シテアリマス、斯ウシタ株主ヲ全然保護致シマセズニ、全然之ニ通知シナイデ、延期又ハ續行ノ場合ニハ、ドン／＼前ニ出席致シテ

居リマシタ者ダケデ、次ノ會議ガ開カレ  
ト云フコトニナリマスト、最初特別ナ事ト  
デ出席シ得ナカツク者、又只今申上ゲマス  
ガ如ク、圓滿ニ行クナラバ出席セヌデモセ  
シイト考ヘテ居ツタ人共ノ利益ト云フモ  
ヲ一切無視スル虞レガアルデハナイカトセ  
ヘマスガ、如何デゴザイマスカ

○大森政府委員 第二百四十三條ノ場合  
延期又ハ續行ノ決議アリシ場合デアリマス  
延期又ハ續行ニ付テ種々紛議ガアリマスル  
コトハ、私共モ承知致シテ居ルノデゴサ  
マス、延期又ハ續行ノ決議ガアリマスル  
ラバ、其決議ニ依リマシテ、時日場所ヲ定  
メマスノデアリマスカラ、態、二百三十二  
條ノ手續ヲ取ルマデモナイト考ヘタ次第  
アリマス

○佐竹委員 私ノ御尋セント致シマス、  
ハ、非常ニ紛議ヲ釀シタ、併シ今日ヤラニ  
デモ、誰カ適當ナ人ニ調停ヲ頼マウデハ  
イカ、或ハ今日押切ルト云フコトハ宜ク  
イカラ延期シヨウヂヤナイカ、或ハ續行シ  
ヨウヂヤナイカト云フ決議ハ、其延期又  
續行ニ付テハ圓滿ニ決議サレマシテモ、其  
目的タル問題ニ付テハ非常ニ紛議ヲ釀シ  
居ル場合ガ往々アリ得ルノデアリマス、甚  
ウシタ場合ニハ、偶、出席ヲ致シテ居リ

セヌ株主デアリマシテモ、一應次回ノ期日  
ダケハ通知シテヤル、是ハ私ハ當然デハナ  
イカト思ヒマス、裁判上ノ手續ニ致シマシ  
テモ、最初第一回ニ出席ヲ致シマセヌ者ハ、  
其次回ニハモウ一向通知ヲスルコトヲ要シ  
ナイト云フコトニナリマスト、非常ニ不安  
デゴザイマス、裁判上ノ手續デモ第一回デ  
濟ンデシマフ場合ニハ宜シウゴザイマスケ  
レドモ、濟マナイ場合ニハ必ズ第二回第三  
回ノ期日ヲ通知致シマシテ、相當其權利ヲ  
行使スル機會ヲ與ヘルト云フコトハ、有ニ  
ル法制ノ上ニ現レテ居ル所ト考ヘマスガ、  
如何デアリマスカ

アルトカ何トカ云フコトヲ、決シテ固執ス

○佐竹委員　此點ニ付テハ尙ホ私ハ意見モ

是デオ終ヒニシテ置キマス、今一點一百三

イマセウカ、即チ定款ヲ以テ是ト異ナル規

定ラスルニトノ差支ナイモノト承リマシテ  
宜シウゴザイマスカ

○大森政府委員 全ク御説ノ通りデアリマス、但シ學説上ト致シマシテ、定款ノ規定

デ以テ是ヨリ低キ要件ヲ定メルコトハ無效デアルト云フ說モ相當有力デアリマス、即

チ其説ニ從ヒマスレバ、此規定ハ必要條件ノ最小限度ヲ央メタモノデアツテ、是ヨリ虽

クスルコトハ幾ラ強クシテモ宜イノダ、斯

有力ナ説デハナイカト考ヘテ居リマス

○菊地委員 唯一點御聽キシタイノデアリ

マヌニ百三十條ニサマイマスガ、總會ハ

ヲ招集ス」此規定ハ定款ニ別段ノ規定アル場

カ  
其點ヲ承リタイノテアリマス

リマシテ、本法ノ別段ノ定ハ御承知ノ通り  
ニ監査役ガ招集致シマスル場合、又少數株  
主ガ招集シマスル場合、ソレ等ヲ指シテ居  
ルノデアリマシテ、ソレ等以前ノ場合ハ、  
取締役ガ招集スルト云フコトハ、法律ノ必  
要トシテ命ズル所ト存ジテ居ルノデアリマ  
ス

ニ、即チ證明スペキ議事錄ガナイト云フヤ

ヲ證人トシテ喚問ヲシテ如何ナル議事ガア。

確定スルト云フコトニナル以外ニハ、方法

アラウト思ヒマスガ、如何デアリマスカ

○大森政府委員 御説ノ通りテアリマス  
其株主ノ證明等ニ付テ規定ヲシタラドウカ

ト云フ議モアリマシタケレドモ、サウナルト、大分規定ガ錯雜ニナリマスルカラ、ソ

レヲ省キマシタ、隨テ其結果ハ只今御示シ  
ノ通リニ相成ルコトト存ジテ居リマス

○一松委員 斯ウ云フ時ニハ正當ノ理由ナ

フ時分ニハ、何カ制裁ヲ設ケテ、斯ノ如キ

コトハ必要デハナイデアリマセウカ、其邊

ハ如何テアリマスカ

十分デアルカハ知レマセヌケレドモ、第四百九十八條ノ第十九號ニ制裁ヲ置イテ居ル

ノデアリマス、ソレハ議事錄其他ノ書面デ  
アリマスガ、本文ニ關スル限リニ於キマシ

テハ、議事録ニ記載スベキ事項ヲ記載セズ

當リマスル範圍内ニ於キマシテハ罰則ノ制裁ガアル譯デアリマス、ソレカラ尙ホ第二十號モ之ニ關聯ヲ致シマシテ、ソレヲ備ヘ置カザルトキガヤハリ制裁ノ理由ニナッテ居リマス、第十九及第二十デアリマス

○一松委員 宜シウゴザイマス

○仲井間委員長代理 ソレデハ第二款ノ方へ進ミマシテ、取締役ノ方デ一ツ説明ヲ御願致シマス——大森政府委員

○大森政府委員 第二款取締役ニ付テ順次申述べテ參リマス、先づ第二百五十四條ノ第一項デアリマス、是ハ屢々申述べタ所ニアリマスガ、此案デハ、取締役ハ株主タルコトヲ必要トシナイコトニナッテ居ルノデアリマス、即チ取締役ハ株主總會ニ於テ之ヲ選任スレバ、ソレデ宜イノデアリマシテ、株主以外ノ者ヲモ取締役ニ迎ヘル途ヲ開イタノデアリマス、是ハ御承知ノ通リニ現行規定ハ佛蘭西主義ト申シマスカ、佛蘭西及び二ノ國ノ例ニ從ヒマシテ、取締役ハ株主デナケレバナラナイト云フコトニナッテ居リマス、然ルニ大多數ノ國ニ於キマシテハソレハ狹キニ失スルモノト認メマシテ、取締役ハ株主タルコトヲ必要トシナイコトニナッテ居リマス、此二ツノ主義ニ付キマシテハ、成程觀念上ハ利害得失ガ考ヘラレル

ノデアリマス、佛蘭西主義ニ致シマスレバ、  
取締役ハ同時ニ株主デアリマスルカラ、會  
社内部ノ人デアル、詰リ會社ニ對シテ水臭  
クナイ、親切ニ仕事ヲスルデアラウト云フ  
コトニナリマス、又其以外ノ主義ニ依リマ  
スルト、廣ク適材ヲ何處カラデモ求メラレ  
ルト云フ便利ガアリマス、併シ斯様ナコト  
ハ寧ロ觀念上ノ議論デアリマシテ、即チ空  
論デアリマシテ、取締役ヲ株主ニ限定シテ  
居リマスル現行法ノ運用ノ實績ニ微シマス  
ルニ、ソレデハ足リナインデアリマシテ、  
隨テ株主外カラ取締役ヲ迎ヘテ來ルト云フ  
必要ニ迫ラレマシテ、左様ナ場合ニハ其取  
締役タルベキ人ニ株ヲ貸シマシテ、假想的  
ニ株主ニ致シマシテ、ソレヲ取締役ニ選任ス  
ルト云フコトガ屢々行ハレテ居ルノデアリ  
マス、是ハ明ニ脫法行爲ト言ッテ宜シイノデ  
アラウト思ヒマス、無效デアリマスマイケレ  
ドモ、兎ニ角能ク法律ヲ遵奉スル所以デハナ  
イノデアリマス、左様ナコトハ甚ダ面白カラザ  
ルコトデアリマスノミナラズ、此假想株主ト會  
社トノ間ニ、貸シマシタ株式ノ返還等ノ問題  
ニ付テ、種々五月蠅イ問題ノ生ジタ事例ハ  
決シテ少クナイノデアリマス、而モ其自由ノ限  
株主ニシテ取締役デアル者ガ——是ハ小サ  
イ問題デアリマスルケレドモ、稅金ヲ拂ヒマ

スル場合、自分ハ事實上ハ利益配當ハ取ツ  
テ居ナインデアリマスルケレドモ、稅務署  
ノ方ニハ取ツテ居ルヤウニ認メラレルト云  
フヤウナコトニ付テモ、不便ハアルヤウデ  
アリマス、左様ナ種々ナ關係カラ考ヘマシ  
テ、是等ノ弊害ハ何處カラ生ジテ居ルカト  
申シマスト、株主ニ限リト云フ此制限ニ拘束  
セラレルカラデアルト思フノデアリマス、  
ソコデ此案ニ於キマシテハ、左様ナ制限ハ  
撤廢スベキモノト存ジマス、取締役ハ必シ  
モ株主タルコトヲ必要トシナイモノト致シ  
マシタ、併シ是亦屢々申述ベマスル通リニ、  
此案ハソレヲ決シテ強制スルモノデハナイ  
ハ必ズ株主タルコトヲ必要トスルノダト云  
フコトヲ定メテモ宜シイノデアリマス、左  
様ナ定ハ勿論有效デアリマス、此案ニ於キ  
ヲ前提トシテ規定シタモノモアリマス、例  
ヘバ後ニ申述ベマスルガ、第二百五十九條  
ノ如キハソレデアリマス、デアリマスルカ  
ニ依リマシテ、職務代行者ヲ選任スル途ヲ  
開キマシテ、サウシテ職務代行者ヲ設ケタ  
云フコトニ付テハ、一般ニ公知セシムル  
必要ガアリマスルカラ、是ハヤハリ登記ヲ  
シメナケレバナリマセヌ、其コトヲ第一  
ラ之ヲ實際的見地ニ於テ考ヘテ見マスルト、  
ノ如キハソレデアリマス、デアリマスルカ  
タノデアリマス、ソレハヤハリ第二項ノ中  
リマス、唯現行規定ニナイ所ヲ一點補充シ  
テアリマスガ、定款ノ規定ニ基イテ取締役  
ノ五選ヲ以テ代表取締役ヲ定メルコトヲ妨  
ゲナイト云フコトヲ明ニシタノデアリマス、  
定款ニ取統役ノ五選ニ依ル代表者決定ノ定  
ガアリマスルナラバ、其定ハ固ヨリ有效デ  
アルト云フコトヲ明ニシタノデアリマス、

デアリマス、ソレガ即チ第二百五十四條第  
一項ノ問題デアリマス、次ニ第二百五十八  
條ノ第二項デアリマスルガ、取締役ガ退任  
致シマシテモ、取締役ノ所定員數ガ缺ケマ  
スルガ爲ニ、其取締役ガ新取締役ノ就任ス  
ルマデ、尙ホ取締役ノ權利義務ヲ持續シテ  
居ルノデアルト云フノガ第一項デアリマシ  
テ、是ハ現行法ノ通リデアリマス、併シ此  
場合ニ、一面ニ於キマシテ監査役ナリ其他  
利害關係人ノ請求ガアリマスルナラバ、一  
時取締役ノ職務ヲ行フベキ者ヲ選任スル途  
ヲ拓ク必要モアルノデアリマシテ、斯様ナ  
特殊ノ請求ガナイ限りハ、在來ノ取締役ガ  
モ結構デアリマスルケレドモ、其他ニ第二項  
ノ如キ選任ノツノ途ヲ拓クコトモ結構デ  
アラウト思ヒマス、此假想株主ト會  
社トノ間ニ、貸シマシタ株式ノ返還等ノ問題  
ニ付テ、種々五月蠅イ問題ノ生ジタ事例ハ  
決シテ少クナイノデアリマス、而モ其自由ノ限  
株主ニシテ取締役デアル者ガ——是ハ小サ  
イ問題デアリマスルケレドモ、稅金ヲ拂ヒマ

ク積リデアリマス、第二百五十九條、是亦  
現行規定ニ同趣旨ノモノガアルノデアリマ  
スルケレドモ、此案デハ先程申述べマシテ宜  
リニ、取締役ハ必シモ常ニ株主デナクテ宜  
ノ供託ノ問題ヲ生ジマスルノハ、定款デ取  
締役ガ必ズ株主デアツテ、而モ其株主ノ或ル  
一定數以上ノ株式ヲ持ツテ居ナケレバナラ  
ナイト云フコトヲ定メタ場合、及ビ定款ニ  
若シ取締役ガ株主デアルナラバ、ソレハ一  
定以上ノ株式ヲ持ツテ居ナケレバナラナイ  
ト云フコトヲ定メタ場合ニナッテ來ル譯デ  
アリマス、次ニ第二百六十一條デアリマス  
ルガ、是ハ取締役ノ代表ニ付テノ規定デア  
リマシテ、現行法ト同ジク原則ハ各自代表  
即チ單獨代表デアリマス、其他ニ共同代表  
ノ定ヲモ認メマスルシ、又特定代表ノ定ヲ  
モ認メマスシ、ソレハ現行規定ト同様デア  
リマス、唯現行規定ニナイ所ヲ一點補充シ  
タノデアリマス、ソレハヤハリ第二項ノ中  
リマスガ、定款ノ規定ニ基イテ取締役  
ノ五選ヲ以テ代表取締役ヲ定メルコトヲ妨  
ゲナイト云フコトヲ明ニシタノデアリマス、  
定款ニ取統役ノ五選ニ依ル代表者決定ノ定  
ガアリマスルナラバ、其定ハ固ヨリ有效デ  
アルト云フコトヲ明ニシタノデアリマス、

アリマスルカラ、此互選ガ有效デアルカ無效デアルカト云フコトハ屢々問題ニナリマシテ、而モ尙ホ實際ニハ解決ノ出來テ居ナイン問題デアリマス、之ヲ法規デ明確ニシタノガ即チ此規定デアリマス、次ニ第二百六十二條デアリマスルガ、是亦新設ノ規定デアリマシテ、今日ノ時弊ニ對スル規定デアリマス、御承知ノ通リニ社長、副社長、專務取締役、常務取締役ト言ツタヤウナ名前ヲ付ケテ居リナガラ、實際其取締役ニ代表權ガ無イト云フ事例ハ必シモ少クナイノデアリマス、吾々ノ常識カラ申シマスルト、社長ト言ツタリ、副社長ト言ツタリ、或ハ專務ト言ヒ、或ハ常務ト言ヒ、斯様ナ場合ニハ必ズヤ其取締役ガ代表權ヲ持ツテ居ルデアラウ、代表權ヲ持ツテ居レバコソ、斯様ナ名前ヲ付ケテ居ルノデアラウト思フノデアリマスガ、事實ハソレト正反對デ、名前ハ立スウ云フコトガ有リ得ルノデアリマス、左様ナ場合ニ於テハ、第三者ガ不測ノ損害ヲ被ル譯デアリマスルカラ、左様ナ場合ニハ其者ガ假令代表權ヲ有シナイ場合デモ、善

（仲井間委員長代理退席、委員長著席）  
次ニ第二百六十四條デアリマスガ、是ハ御承知ノ競争業禁止ノ規定デアリマシテ、其第一項ニ、詰リ前ニ申述べマシタ通リニ、他ノ會社ノ取締役ニナレナイト云フ一ツノコトヲ加ヘタ次第デアリマス、次ニ第二百六十七條デアリマスガ、第一項ハ現行規定ニモアルノデアリマシテ、株主總會デ取締役ニ對シテ訴ヲ提起スルコトヲ、決議致シマシタ際ニ、會社ハ決議ノ日カラ、一箇月以内ニ之ヲ提起シナケレバナラヌ、サウナッテ居リマシテ、是ハ現行規定ト變リハナイノデアリマス、然ルニ第二項ハ新設ノ規定デアリマシテ、斯様ナ訴ニ付テハ株主總會ノ決議ガナケレバ取下ナリ、和解ナリ、又ハ請求ノ拠棄ガ出來ナイト云フコトヲ明ニ致シマシテ、株主總會ノ決定スル所ニ從ツテ訴ヲ提起シタノデアリマスカラ、之ヲ勝手ニ取下ゲタリ、和解シタリ、請求ノ拠棄ヲシタリ致シマスレバ、株主總會ノ意思ニ反スルコト固ヨリ大ナルモノガアルノデアリマス、デアリマスカラ、總會ノ決議ニ依ルニ非ザレバ是等ノ事が出來ナイト云フコトヲ、法規デ以テ明確ニスルノハ、固ヨリ當然ノ所デアラウト存ズルノデアリマス、

趣旨ノ規定ハ現行法ニアリマスケレドモ、  
御注意ヲ御願致シマスノハ、第一項ノ中デ  
規定デアリマスノデ、「會日ノ三月前ヨリ引  
續キ資本ノ十分ノ一以上ニ當ル株式ヲ有ス  
ル株主」斯様ニ少數株主權行使ノ資格ヲ限定  
致シマシタ、是亦、先程申上ゲマシタ通り、  
遽ニ株主ニナッテ、斯様ナ權利ヲ行使スル、  
或ハ又株主ヲ狩集メテ斯様ナ權利ヲ行使ス  
ルト云フ點ニ、在來少數株主權行使ニ關ス  
ル弊害ガアツタノデアリマス、甚シキニ至  
リマシテハ、會社荒シ、恐喝ノ爲ニヤル  
ト云フコトニモ立至ツタノデアリマス、デア  
リマスカラ一定期間株主デアル者デナケ  
レバ、此權利ノ行使ガ出來ナイト云フヤ  
ウニ致シマシタ、ソレガ一項ノ中ノ改正  
デアリマス、ソレカラ同條ノ第三項デアリ  
マスガ、是ハ先程申述ベマシタ通り、取下、  
和解、請求ノ拋棄ニ對スル制限デアリマシ  
テ、茲ニ其趣旨ヲ繰返シ申述ベルニ及バナ  
イカト存ズルノデアリマス、次ハ第二百七  
十條デアリマス、取締役ヲ選任スル其選任  
決議ガ無效デアル、或ハ其決議ヲ取消シタ  
イト云フ訴ノ提起ガアリマシタ場合、裁判  
所デハ當事者ノ申立ニ依リマシテ、假處分

代行者ノ選任ヲ命ズルコトガ出來ルト云フ  
コトヲ明ニ致シマシタ、是ハ現行規定ノ下  
ニ於テモ出來ナクハナイト思フノデアリマ  
ス、即チ單純ナル民事訴訟法上ノ假處分ト  
シテ出來ルノデハアリマセウケレドモ、之  
ヲヤハリ商法會社編ノ中ニ明記致シマシテ、  
サウシテ他ニモ關聯事項ガアリマスカラ、  
即チ第二百七十一條等ニモ之ニ關聯スル規  
定ガアリマスカラ、其コトヲ明ニスルコト  
デ相當アラウト存ジタ次第アリマス、  
次ニ第二百七十一條デアリマスガ、斯様ニ  
シテ設ケラレマシタ所ノ職務代行者ノ職務  
ノ權限デアリマス、ソレハ會社ノ常務ニ屬  
シナイコトハ出來ナイ、會社ノ常務ダケ出  
來ルノデアルト云フコトニ致シマシタ、詰  
リ現在ノ取締役ノ選任ガ無效ニナルカ、取  
消サレルカト云フ問題ニナッテ居ルノデア  
リマスカラ、其問題ノ人ガ今尙ホ——詰リ  
判決確定前ハ取締役デアリマス、其間ニ惡  
事ヲヤラレテハ困ル、危險ナ事ヲサレテ  
ハ困ルト云フノデ、代行者ヲ置イタ譯デア  
リマス、デアリマスカラ代行者ニハ常務ダ  
ケト云フコトニスルノガ正當アラウト思  
得ズ、緊急決シナケレバナラナイ常務以外

ノ相當重大ナ事モアリマセウ、左様ナ場合ニ  
ヲ豫想致シマシテ、假處分命令自身ニ權限  
ノ範圍ヲ定ムルコトモ出來マスルシ、又特  
ニ斯様ナ定メガナイ場合デモ、管轄裁判所  
云フ途ヲ拓イタノデアリマス、次ニ第二百  
七十二條デアリマス、取締役ノ解任ヲ目的  
トスル總會ノ招集ヲ請求致シマシタ者ガ、  
急迫ナル事情ガアルナラ、取締役ノ職務執  
行ノ停止、ソレカラ職務代行者ノ選任ヲ裁  
判所ニ請求ガ出來ルト云フ途ヲ拓イタノデ  
アリマス、其趣旨ニ於テ第二百七十條ニ付  
テ申述ベマシタ所ト大差ハナイト存ズルノ  
デアリマス

タコトガナイカモ知レナイイヤウナ實情デア  
リマスガ、其弱イ立場ニアル會社側ニ取ツ  
テ、其場合ノ逃げ途ハ、折角ノ御言葉デス  
カラ重役ニシタイノデスガ、株主デナケレ  
バ工合ガ悪イ、其株主ニスル爲ノ株式ヲ譲  
ル餘裕ガアリマセヌト云フコトガ、小サナ  
會社ナドニ取ツテハ、一ツノ逃げ途ニナッテ  
居ル實情ガアルノデアリマス、サウシテ漸  
クイヤダト思フ天降リ、押付ケノ重役ヲ断ッ  
テ居ル、是ガ現實ノ實情デアリマスガ、斯  
ウ云フ點ニ御考慮ヲ拂ハレマシタカドウカ  
○大森政府委員 左様ナ御懸念ハ他ノ方面  
ヨリモ承ッテ居ルノデアリマス、併シ是亦意  
見ニ傾クヤウデ恐縮デアリマスガ或ル力ガ  
會社ヲ壓迫シマシテ、若クハ強制ヲ致シマ  
シテ、會社ノ好マザル取締役ヲ押付ケルト  
云フコトガアリマスルナラバ、是ハ固ヨリ  
好マシカラザル所デアリマスガ、左様ナコ  
トガ事實アリ得ルナラバ、現行法ノ下デモ、  
改正案ノ下デモ同ジコトデアラウト思フノ  
デアリマス、即チ左様ナコトガ若シアリマ  
スルナラバ、左様ナコトニ曝サレマスル危  
険ハ、現行法ト本案トノ間ニ何等相違ガナ

イダラウト思ヒマス、左様ナコトガアリマス  
スルト云フコトハ、規定ガドウナッテ居ツテ  
モ、押付ケルデアリマセウカラ、事實ハ實  
際上ノ力ノ問題ニナッテシマヒハシナイカ  
ト思フノデアリマス、ソレガ一ツト、又イ  
マ一ツ別ノ問題デアリマスガ、會社ガドウ  
シテモ取締役ニ株主ト云フ資格ヲ持タサナ  
ケレバナラヌト欲シマスルナラバ、定款ニ  
ソレヲ書イテ置ケバ宜イノデアリマス、而  
モ此法案ガ法律トシテ公布サレマシテモ、  
實施ノ準備期間ヲ一年ハ置クノデアリマス  
ルカラ、其一年内ニ定款ヲ改正シテ置ケバ、  
株主以外ノ者ヲ取締役ニスルト云フコトガ  
無クナルノデアリマスルカラ、ソレ等ノ豫  
防ト申シマスルカ、對策ハ講ジラレル譯デ  
アリマス、ケレドモ實際其惡イ力ガ強ク入ッ  
テ來ルト云フノナラバ、是ハ對策ヲ講ジテ  
置イテモ駄目デアルカモ知レマセヌ、要ハ  
其點ニナリマスルト、法律ノ問題ヲ去ツタ別  
ノ問題ニナリハシナイカト存ジテ居ルノデ  
アリマス

ヤソンナニ防イデ力モ強ケレバヤリ得ルノ  
デハナイカト云フノデスガ、無理ガ表面化シ  
テ來ルトムツカシイ、此表面化スル場合ニ、  
表面化シ得ル一ツノ機關トシテ、株主タルヲ  
要件トシテ逃ダロ上ヲ興ヘルコトガ、必要  
ダラウト思フノデス、又一方此改正案ノ目  
的タル、廣ク人材ヲ求メルト云フコトハ、  
現行法デ一向差支ナク行ヘルヤウニ思フノ  
デス、ソコデ此現行法ヲ改正シナケレバナ  
ラナクナツタ理由ヲ伺ヒタイ、先程御話ノ假  
裝株主ヲ持ヘタ爲ニ、或ハ其重役ガ死ンデ、  
子供ガ相續スル場合ニ争フ起シタカ云フ  
ヤウニ、假裝株主タラシメタ爲ニ——詰リ  
現行法ノ重役ヲ持ヘル爲ニ起キテ居ル紛議  
或ハ弊害、ソレヲ此際伺ヘバ結構デス

○大森政府委員 今御尋ニナリマシタヤウ  
ナ紛議ハ、私共ノ経験ニ於テモ決シテ少ク  
ハナイデアリマス、或ハ株主  
題ハ、株式返還ノ問題デアリマス、或ハ株主  
名義書換ト云フ形デ起ルコトモアリマセ  
ヌガ、左様ナ訴訟モ決シテ少クアリマセ  
ヌガ、左様ナ訴訟ニナマデモ斯様ナ紛糾ガ  
ヌシ、訴訟ニナラナイマデハナイ、弱イ立  
マスガ、左様ナ訴訟モ決シテ少クアリマセ  
居リマス、而モ會社トシテハ、兎ニ角無理ナ  
脱法的ナコトヲ賴ンダノデアリマスカラ、

餘程弱イ立場ニアリマス、押切ッテ返還ノ請  
求が出來ナイト云フコトモアリ得ルノデア  
リマスカラ、實際現レマシタ争ヒ以上ニ紛争ノ  
數ハ多イダラウト思ヒマス、尙ホ先程御述  
豫防スルノニハ、株主デアッタ方ガ宜イト承  
リマシタガ、御尤デアリマス、併シ現行法  
デハ御承知ノ通リニ、ドノ會社モ株主デナ  
ケレバナラヌノデアリマスガ、本案ニナリマ  
スト、株主ニ限ラウト思フ會社ダケガ定款  
ニ左様ナ定メラスルノデアリマスカラ、此  
マスレバ、其方ガ豫防ノ手段トシテ却テ有  
效デハナイカト存ズルノデアリマス

○田村委員 甚ダ失禮ナ申分カモ知レマセ  
ヌガ、私ハ其點ハ遺憾ナガラ反対ノ意見ヲ持ッ  
テ居リマス、ソレハ會社法デ一般的ニ決メ  
テ置クト之ヲ利用シ易イノデスガ、會社ガ  
ニモ最初カラ會社ノ方ガ積極的ニ豫防線ヲ  
定款デ之ヲヤルト云フコトニナルト、如何  
ニモ最初カラ會社ノ方ガ積極的ニ豫防線ヲ  
張ッタヤウニモ受取レナナイデハナイ、弱イ立  
場ニ居ル所ノ會社ニサウ云フコトヲ求メルコ  
トハ、少シ無理チヤナイカト云フヤウニ考ヘ  
マスノデ、其點ハ大森サンノ御高説ニ私ハ承  
認シテ、而モ會社トシテハ、兎ニ角無理ナ  
脱法的ナコトヲ賴ンダノデアリマスカラ、

ナイト云フ考モシテ居リマス、其外ハ議  
論ニナリマスガ、尙ホ一ツ承ケテ置キタイ  
ノハ、廣ク人材ヲ求メル、例ヘバ公益的  
ナ、製鐵會社トカ、勸銀、興銀ト云フヤウナ  
モノニ付テハ、株主ニナッテモ宜シイト云フ  
コトヲ單行法ニ依ッテ決メラレテ居ル、而モ  
今日社會ノ風潮カラ申シマスルト、是ハ司  
法省ハ除外スベキモノト思ヒマスガ、天下  
リトカ、所謂官僚風ト云フモノガ非常ニ強  
イ、ソレデ此官僚風ノ強イノヲ阻止シ、  
監督ノ立場ニ居ルモノガ被監督會社ニ入ル  
ト云フコトハ、瀆職ノ嫌疑モ起ルシ、社會  
ノ風潮トシテ面白クナイト云フノデ、電  
力案ニ於テハ五年間官吏ガ被監督會社ニ入  
レナイコトニナリ、更ニ恩給金庫法案、庶  
ノガ正シイノデアル、又妥當デアル、斯様  
ノガ正シイノデアル、又妥當デアル、斯様  
ニ存ジテ居ル次第デアリマス

○松委員 モウ分リ切ッタヤウナコトデ  
アリマスガ、二百七十條ノ「取締役ノ選任  
決議ノ無効又ハ取消ノ訴ノ提起アリタル場  
合ニ於テハ本案ノ管轄裁判所ハ當事者ノ申  
立ニ依リ假處分ヲ以テ取締役ノ職務ノ執行  
ヲ停止シ又之ヲ代行スル者ヲ選任スルコト  
ヲ得」此規定ハ當然必要ノ生ズベキ場合ノ  
多キコトハ私共モ認メルノデアリマスガ、  
ソレト同時ニ會社荒シガ、往々ニシテ斯ノ  
如キ規定ヲ濫用致シマシテ、會社重役ヲ苦

シメ、由ツテ以テ私利私慾ヲ計ラントスル場合ニ於テ、裁判所ヲ利用シテニ斯ノ如キ假處分ヲ求メルコトガアルノデアリマス、故ハ、餘程裁判所ニ於テ慎重ナル態度ヲ以テ臨ンデ戴キマセヌト、會社ノ爲ニ計ツタ必要ナル法文ガ、却テ或ル一部野心家ノ爲ニ濫用セラル、コトガアリマスル爲ニ、非常ニ會社ニ迷惑ヲ生ズルコトガアルノデアリマス、故ニ斯ウ云フ假處分ノ申請ヲ致シマスル時ニハ、受訴裁判所ヘ餘程注意ヲシテ、之ヲ許可スベキヤ許可スベカラザルヤト云フ點ニ重キヲ置カナケレバナラスト思フノデアル、ト同時ニ濫リニ斯ノ如キコトヲサセナイト云フ意味ニ於テ、申立ヲ爲スモノニ對シテ相當ノ擔保又ハ保證ヲ提供セシムル必要ガアラウト思フノデアル、ソコデ民事訴訟法ノ假差押、假處分ノ規定ヲ見マスルト、假差押ノ七百四十一條ノ規定ニ依リマスルト、損害ノ爲メ債權者ガ裁判所ノ自由ナル意見ヲ以テ定ムル保證ヲ立テタル時ハ、裁判所ヘ假差押ヲ命ズルコトガ出來ル、又假差押ノ理由ヲ疏明シタ時ト雖モ、裁判所ハ尙ホ保證ヲ立テシメテ假差押ヲ命ズルコトガ出來ル、而シテ此民事訴訟法ノ七百四十一條ノ規定ヘ假處分ノ七百五十六條ニ

之ヲ準用セラレテアリマスルカラ、假處分ノ場合ニモ、保證ヲ立テシメ擔保ヲ提供セシムルコトガ出來ルノデアリマスルカラ、此商法ノ二百七十條ノ場合ニ於テモ、左様ナ方法ニ依ルベキモノデアラウト思ウテ居ルノデアリマスルガ、ソレハ共通リデアリマセウカ、之ヲ一ツ伺ッテ置キマス

森局長ノ御話ノヤウニ、斯ウ云フヤウナ假處分ヲ致シマシテ、其假處分ヲ得タ結果、如ク、自分モ考ヘ、株主ニモ左様ナ誤解ヲ與ヘシメマシテ、ソレガ爲ニ會社ノ信用ヲ失墜セシメテ、遂ニ會社ノ業務ノ遂行ヲ不可能ナラシメタヤウナ實例ガ隨分多イノデアリマス、裁判所ノ御係ノ判事諸公ガサウ云フ點ニ付テ、餘程御經驗ニ富ンデ居ラセラレル方デアレバ、左様ナコトニ付テモ深甚ニシテ暗イ方ガアリマシテ、申請人ノ申立ヲ直チニ御採用ノ上デ假處分ヲ許シテ、取返シノ出來ナイヤウナ結果ヲ招來スルコトガ往々ニシテアルコトヲ、私承知シテ居リマスルカラ、ドウカ今局長ノ御趣旨ノ如ク、斯ノ如キ法條ガ實施セラル、ト云フ曉ニ至リマシテハ、十分ニ深甚ノ御注意ヲ拂ハレマシテ、且ツ裁判所ニ伺ッテモ餘程注意ヲスベキコトノ御内示ノ手續ヲ御執リ下サルト云フコトヲ、特ニ私ハ御願シテ置クノデアリマス

○佐竹委員 唯一點二百四十九條ノ關係ヲ  
承リタイト思ヒマス、決議取消ノ訴ハ相當  
重大ナ問題デゴザイマシテ、之ガ爲ニ其請  
求ヲ爲シタル者ニハ相當ノ擔保ヲ供スルヲ  
要スルト云フコトニナツテ居リマス、而シテ  
其請求ヲ爲シタル株主ガ取締役又ハ監査役  
ナル時ハ此ノ限りニ在ラズトス様ニナツテ  
居リマス、是ハ現行法ノ百六十三條ノ三ヲ  
其儘御踏襲ニナツタモノト見ラレマスガ、併  
シ現行法百六十三條ノ三ニ於ケル斯様ナ但  
書ヲ設ケマシテモ、別ノ規定ニ於キマシテ、  
取締役、監査役ガ擔保ヲ供託シナケレバナ  
ラヌ規定ガアリマスカラ、其權衡上但書ヲ  
設ケマシテモ、決シテ不當デハナカラウト  
ハ考ヘマス、所ガ今度ノ改正案ニ於キマシ  
テハ、二百五十九條ニ依リマス定款ヲ以テ  
取締役ガ株式ヲ監査役ニ供託スベキ場合ヲ  
定メマシタ以外ノ場合ニ於テハ、全然取締役  
監査役ハ供託スルコトヲ必要ト致シマセ  
ヌ、之ガ爲ニ大變權衡ヲ失スルコトニナリ  
ハシナイカト考ヘマスガ、改正案ニ於キマ  
シテ、株主以外ノ者ガ取締役、監査役ト  
ナルコトガ出來ルヤウニナリマシタ以  
ハ、此現行法百六十三條ノ三モ相當ニ改正  
ヲ致シマシテ、今度ノ改正案二百四十九條  
ノ但書ヲ削除致シマスコトガ、適正デハナイ

イカト考ヘマスガ、如何デゴザイマセウカ

○大森政府委員 御指摘ニナリマシタヤウ

ニ、現行規定デハ取締役ニ株券ノ供託ヲ一

般的ニ命ジテ居リマス、併シ是ハ私共ノ考

ヘマスル範圍内ニ於キマシテハ、取締役ノ資

格確保ノ爲ノモノデアリマシテ、決シテ會

社ニ對スル諸種ノ訴ニ付テ會社ガ被ツタ損

害ノ賠償ノ擔保ト云フモノデハナカラウカ

ト存ジテ居ルノデアリマス、又御承知ノ通

リニ監査役ハ現行法ノ下ニ於テモ左様ナ擔

保ハ提供シテ居ナイノデアリマス、何レニ

致シマシテモ現行法ガ取締役ニ一般的ニ命

ジテ居リマスル擔保ト、此訴訟等ニ關聯ス

ル擔保トハ全ク性質ガ違フヤウニ存ジテ居

リマスカラ、此案ガ取締役ノ資格問題ニ付

テ、現行法ト異ル規定ヲ設ケマシタカラト

云ッテ、今御指摘ノ點ニハ影響ガナイカト存

ジテ居ルノデアリマス、尙ホ他ノ御尋ノ御

趣旨デアリマスガ、此決議取消ノ訴ヲ提起

シタ場合、取締役タルト監査役タルト、或

ハソレ以外ノ株主タルトノ間ニ、何等差等

ヲ設ケナクテモ宜イデハナイカ、斯ウ云フ

御趣旨モアッタヤウニ拜承シタノデアリマ

スルガ、是ハ御尤ニ存ズルノデアリマス、恐

現行法ハ此二者ヲ分ケテ居リマスルガ、恐

ラクハ其趣旨ハ、取締役、監査役ハ内輪ノ

者デ、之ニ較ベレバ株主ハ稍、内輪ヨリ外ノ

者ダ、斯ウ云フヤウナ頭デ取締役、監査役ニ

對シテハ、此供託ヲ命ジナクテモ宜イト、

斯ウ云フ積リデアッタデアリマセウ、正確ニ

申シマスレバ、取締役、監査役、其他ノ株

主等ニ差等ヲ設ケルト云フコトハ、宜ク

ハナイノデアリマセウケレドモ、先ツ常識

的ニ考ヘマシテ、此事項ニ關スル關係ニ付

テハ、兩者ヲ分ケテ取扱フコトモ、サシテ

結果現行法ヲ踏襲シタ次第デアリマス、左

様御諒承ヲ願ヒタイノデアリマス

○佐竹委員 今一點二百七十條ノ假處分ノ

關係デゴザイマスガ、民事訴訟法ノ規定ニ

準據スルトノ御説明ヲ戴キマシタガ、現在

ノ民事訴訟法ノ解釋ト致シマシテハ、假處

分ヲスル場合ニ取締役ノ執行ヲ停止シタ場

合ニ、必ズ其職務ヲ今度代行スル他ノ者ヲ

ノ先例ガアッタヤウデゴザイマス、一步資格

ヲ失ツタナラバ、其失フ瞬間ニ又其職務ヲ代

行スベキ者ヲ持ヘテ置カナケレバ、首尾一

貫シナイト思フ、特ニ親權喪失等ノ場合ニ

於キマシテハ、ハッキリトシタ判例ガアル

ヤウデゴザイマス、所ガ商法デ取締役ノ職務

ヲ停止シ又ハ代行スル者ヲ選任スルコト

ヲ得ト「又ハ」ト云フ文字ヲ以テ區分致シマ

リ得マスルカラ、「又ハ」ト云フ規定デ以テ

シタ爲ニ、此商法ハ從來行ハレテ居ル民訴

ト別箇ノ見解ヲ取ツテ居ルノデヤナイカト

云フ氣持ガ致シマスガ、如何デゴザイマセ

ウカ

デアリマス、唯停止ハ停止ダケノ場合モア

リ得マスルカラ、「又ハ」ト云フ規定デ以テ

之ヲ書イタ次第デアリマス

○松委員 十二時モ過ギマシタカラ、此

邊デ散會シテハ如何デセウカ

○野村委員長 ソレデヘ今日ハ是ダケニシ

テ置キマス、明後日ハ午前十時カラ開キマ

ス

午後零時十三分散會

○野村委員長 ソレデヘ今日ハ是ダケニシ

テ置キマス、明後日ハ午前十時カラ開キマ

ス

時ニヤツテモ宜イコトハ、只今モ御述ノ通り

昭和十三年三月十四日印刷

昭和十三年三月十四日發行

衆議院事務局

印刷者 内閣印刷局